令和8年度

八郎潟地区

国営造成施設県管理費補助工事

00150－K02

特　記　仕　様　書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年11月

秋田地域振興局農林部

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">条件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第1節　共通仕様書の適用</td><td colspan="3">本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第2節　余裕期間制度の適用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・余裕期間制度の適用無し</td></tr>
<tr><td></td><td>ある
発注者指定方式</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
任意着手方式</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第3節　技術者の専任</td><td>●</td><td>ない
通常の契約工事</td><td>・専任を要しない主任技術者</td></tr>
<tr><td></td><td>ない
余裕期間設定工事</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
通常の契約工事</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
余裕期間設定工事</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第4節　現場施工着手日の指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・現場施工着手日の指定無し</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第5節　電子納品
※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用（R7.9.5）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第6節　工事施工調整会議
（三者協議）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第7節　施工調査の対象工事
（歩掛調査）
（間接工事等諸経費動向調査）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第8節　施工手段等の指定
（契約指定事項）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定事項なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">第9節　検査・品質管理関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　中間検査</td><td>●</td><td>ない</td><td>・中間検査なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　段階確認</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・共通仕様書第３編土木工事共通編「３－１－１－４■監督職員による確認及び立会等」に基づき段階確認を行う工種として、次の工種を追加するものとする。
<table>
<tr><th>工種</th><th>細別</th><th>確認時期</th><th>確認項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">機器設備工</td><td rowspan="2">機器設備工</td><td>現場搬入時</td><td>材料検収</td></tr>
<tr><td>機器設置後</td><td>動作試験</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　重点監督対象工事</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　規格値</td><td>●</td><td>ない</td><td>・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td>第10節 標準設計図</td><td colspan="3">(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和３年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。
(2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。</td></tr>
</table>

第11節 現場技術員	●	ない	・配置なし
		ある	
第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない
		ある	
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について	(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 (2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。 ①工事着手時点における雇用見込人数 ②月毎の雇用実績人数		
第14節 週休２日制工事の対象	●	発注者指定型	・本工事は、秋田県週休２日制工事（発注者指定型）である。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて実施するものとする。
		受注者希望型	
第15節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
第16節 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用	(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 (2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による		
第17節 地下埋設物の損傷事故防止	・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第18節 架空線等上空施設の損傷事故防止	・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第19節 その他特記事項（法定外の労災保険の付保）	(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 (2) 受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。		
第20節 その他特記事項（余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし
		ある	
第21節 その他特記事項（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	●	ない	・対象なし
		ある	
第22節 その他特記事項（労働者確保に要する間接費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営　繕　費：借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。 (3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式１）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		

第23節 その他特記事項 （現場環境改善費）	●	ない	・条件なし
		ある	
第24節 その他特記事項 （１日未満で完了する作業の積算の適用）	(1) 「１日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第１編共通編第１章総則第１節59によるものとする。 (2) １日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、１箇所当りの作業量とする。 (3) １日未満積算基準「３判定方法（３）判定に使用する作業量の考え方」による。		
第25節 その他特記事項 （運搬費及び準備費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。 運　搬　費：建設機械の運搬費 準　備　費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を通知するものとする。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書（様式１）」（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第26節 その他特記事項 （建設現場等の遠隔臨場に関する試行について）	(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。 (2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。		

第２編　電機設備編

第１章　一般事項

項　　目	内　　容
第1節 一般事項	(1) 図面及び仕様書に記載していないために製作に疑義を生じ、また見解を異にする者があるときは、監督職員と協議の上決定するものとする。
第2節 設計及び構造	(1) 設計一般 設計にあたっては、関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に即応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。 (2) 構造一般 構造については、設計図書に示される設計条件・仕様等に対して、十分な機能を有し、耐久性、安全性及び操作性に優れ、保守点検が容易なものとする。
第3節 設計仕様	(1) 設計仕様については別紙１のとおりとする。

第２章　運搬・据付

第1節 一般事項	(1) 受注者は、承諾された設計図書及び工場での検査記録をもとに、規定の許容差内に正確に据付しなければならない。 (2) 据付に当たっては作業員の安全教育の徹底を図り、機材、足場、地盤の状態及び現場内の環境を点検し、人身事故並びに施設損傷等の絶無を期するとともに、保安設備標識を設け、第三者への防災にも万全の措置を講ずるものとする。
第2節 運搬	(1) 受注者は、各設備、機器の現場搬入の方法、時期について、事前に監督職員に輸送計画書を提出し、十分打合せを行わなければならない。 (2) 受注者は、各設備、機器の運搬過程において変形・破損が生じることのないように荷造りをしなければならない。 (3) 輸送にあたっては交通安全に留意し、関係法規を遵守しなければならない。
第3節 据付工事	(1) 据付に先立ち、監督職員の立合のもとに下部構造物の所定寸法及び位置の確認を行うものとする。 (2) 現場施工で完成後の出来形確認が困難な箇所については、あらかじめ監督職員の確認を受けてから次の工程に移るものとする。 (3) 機器の配置は、操作及び点検が容易なように配置するものとする。 (4) 機器の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように配慮すること。万が一損傷を与えた場合には、監督職員に報告するとともに、補修工法を打合せの上、受注者の責任で原形に復旧すること。

第３章　提出図書

第1節 承諾図書	受注者は、契約締結後、監督職員が指定する期日まで、次の承諾図書を事前に提出し、承諾を得なければならない。 (1) 製作仕様書 ① 機器製作、機械単体品、購入品等の規格・重量 ② 自社製品以外のリスト、メーカー、仕様、試験成績表 (2) 施工計画書 (3) その他必要な図書
第2節 完成図書	受注者は、工事完了後に次に示す図書を一括ファイルして完成図書とし、提出しなければならない。 (1) 製作仕様書 (2) 据付仕様書 (3) 取扱説明書及び保守要領書 (4) 工事写真 (5) その他監督職員の指示した図書

第４章　試験及び検査

第1節 一般事項	(1) 試験及び検査は、設計図書及び承諾図書により実施するものとする。なお、諸試験を行うに当たっては、あらかじめ試験実施要領等を作成し、監督職員と打合せのうえ実施するものとする。 (2) 試験、検査に要する費用については受注者の負担とする。
第2節 現場検査	(1) 現場据付時において、必要な検査がある場合には、事前に監督職員と打合せの上実施する。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編

第１章　総則

項　　目	内　　容		
第1節 積算基準	（１）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （２）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。 ・ 土地改良工事積算基準（施設機械）令和８年度　農林水産省 ・ 農業農村整備工事等標準積算基準書　令和８年10月以降適用　秋田県農林水産部		
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第２編　現場説明事項

第1章　条件明示

第1節 工程関係			
1　他工事との関連事項	●	ない	・関連なし
		ある	
2　施工時期、時間・施工方法の制限事項	●	ない	・制限なし
		ある	
3　関係機関との協議事項		ない	
	●	ある	(1)　施工にあたり八郎潟基幹施設管理事務所及び南部・北部排水機場運転操作員と連絡調整を図って下さい。
4　部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし
		ある	
第2節 用地関係			
1　用地の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
第3節 公害関係			
1　施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
2　事業損失に関する事項	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	
3　第三者に対する措置	(1)　地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2)　公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3)　汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。		

第4節 安全対策関係			
1　交通誘導員に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	
2　交通安全に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	
3　その他に必要な安全対策	●	ない	・対象なし
		ある	
第5節 工事用道路関係			
1　一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし
		ある	
2　仮設道路の設置	●	ない	・設置なし
		ある	
第6節 仮設備関係			
1　仮設備の設置	●	ない	・設置なし
		ある	
第7節 工事支障物件関係			
1　支障物件等に関する事項	●	ない	・支障物件なし
		ある	
第8節 建設副産物関係			
1　建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事	●	ない	・適用なし
		ある	
2　建設副産物の排出 （特定建設資材以外又は請負額500万円未満の工事）	●	ない	・現場外搬出なし
		ある	
第9節 濁水処理及び薬液注入関係			
1　濁水処理に関する事項	●	ない	・対策なし
		ある	
2　薬液注入の施工	●	ない	・施工なし
		ある	
第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱			
1　設計変更の手続き	・土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。		
2　契約変更の手続き	・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。 ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。		
3　軽微な設計変更	・軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。 (1)　構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの (2)　工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の３０％又は１千万円をこえるもの		
4　設計変更において追加が予想される事項		ない	
	●	ある	・本工事の設計変更において、追加が予想される事項は次のとおりです。 (1)　設備機器類の規格、数量等の変更 (2)　付帯設備機器類の増減、追加 (3)　据付工事で必要となる資材、材料等の追加 (4)　既設撤去品の処分費の追加

第11節 その他			
1　工事現場発生材 （工事現場再利用品） （建設副産物処理対象）	●	ない	・再利用品又は発生品なし
		ある	
2　その他条件 （快適トイレ導入対象工事）	●	ない	・対象外
		ある	
3　その他条件 （女性技術者活躍モデル工事）		発注者指定型	
	●	受注者希望型	（受注者希望型） ・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 (1)　快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。 (2)　女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。
4　その他条件		ない	
	●	ある	・その他の条件は次のとおりです。 （輸送費） (1)　機器設備の輸送に要する費用は、茨城県稲敷郡阿見町からの輸送費を計上しています。

令和８年度

八郎潟地区

国営造成施設県管理費補助工事　００１５０－Ｋ０２

（水管理システム通信設備更新）

特　記　仕　様　書

秋田県秋田地域振興局農林部

八郎潟基幹施設管理事務所

第１章　　総　則

八郎潟地区国営造成施設県管理費補助工事００１５０－Ｋ０２（以下、「本工事」という）の実施にあたっては、本特記仕様書によるものとする。

第２章　工事内容

1. 目　的

本工事は、水管理システムの通信制御設備の一部（小型無停電電源装置）を更新し、八郎潟基幹施設の安定した運用管理状況を確保することを目的とする。

2. 工事場所

南部排水機場（中央管理所）	秋田県南秋田郡大潟村字西野 190-1
北部排水機場	秋田県南秋田郡大潟村字東野 190-1
浜口機場	秋田県南秋田郡大潟村字方口 180-1

3. 工事概要

本工事は既設通信制御設備の内、通信付帯設備（UPS）の製作・据付及び既設設備の撤去工事で、その概要は次のとおりである。

(1)　製作・据付

南部排水機場（中央管理所）	小型無停電電源装置　1 台
北部排水機場	小型無停電電源装置　1 台
	増設バッテリー　　1 台
浜口機場	小型無停電電源装置　1 台

(2)　撤去

南部排水機場（中央管理所）	小型無停電電源装置　1 台
北部排水機場	小型無停電電源装置　1 台
	増設バッテリー　　1 台
浜口機場	小型無停電電源装置　1 台

4. 施工範囲

本工事の施工範囲は、設備の設計、製作、輸送、据付及び試験運転調整までの一切とする。但し、連携する既設設備との対向調整については、既設設備の施工業者立会いのうえ、正常動作することを確認すること。

第３章　施工条件

本工事の施工に当たっては、八郎潟基幹施設の運用に支障を来さないように施工すること。また、本設備の施工、運用、維持管理上のトラブルを回避するため、既設施設の施工業者との調整を図ること。調整に係る費用については受注者側で負担するものとする。

第４章　現場条件

1. 既設設備との受渡し条件

本工事で既設設備に接続する内容は次のとおりである。

(1)　既設設備からの電源供給は、ＡＣ１００Ｖ　５０Ｈｚとする。

(2)　既設の水管理システムとの信号の受け渡しは、ＦＡ－ＬＡＮ、ＯＡ－ＬＡＮとする。

第５章　設　計

1.　一般事項

(1)本設備は設計条件等に基づき、設計、製作を行うものとする。

(2)本設備は設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮した構造とし既設システムを十分理解しなければならない。

2.　設計諸元

(1)環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。なお、標準環境条件と異なる場合は、各機器仕様において定める。

項　目 ＼ 機器区分	屋内機器 中央管理所機器
温　　度	5～40℃ [10～35℃]
相対湿度	20～80％ [30～80%] ※結露のないこと
据付耐震強度 (許容加速度)	水平：3.92m/s^2 (0.4G) 垂直：1.96m/s^2 (0.2G) (地表)
設置場所	(1)腐食性ガスのない場所 (2)潮風を受けない場所 (3)塵埃の甚だしくない場所 (0.3mg/m^3)

(注) 1.　温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。
2.　中央管理所機器は、データ処理装置等である。尚、[ ]の値は、汎用品を対象とする

(2)機器への供給電源

機器への供給電源は、下記の電源方式及び電源仕様とする。

電源方式	電　源　仕　様
交流電源方式	相数・電圧：単相２線、100Ｖ±10Ｖ 周波数　　：50Hz±3Hz

(3)処理項目

処理項目は、別表「管理項目表」のとおりとする。

(4)信号情報受渡し条件

各管理対象施設からの信号情報の受け渡し項目は、別表「管理項目表」に示すとおりとし、信号受渡し方法は次による。

1.　制御系　ＦＡ－ＬＡＮ
2.　情報系　ＯＡ－ＬＡＮ

第６章　構造及び製作

1.一般事項

構造及び製作は、設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。また、本工事で構築する設備については、既設設備にて実現している機能と同等以上の機能を発揮するものとし、既設設備全体を把握した上で本工事の施工を行うものとする。

2.設備概要

本設備は、既設の「水管理システム」より管理データの受信を行い、各種の演算処理を施すと共に、表示記録用端末装置へ管理画面の提供を行う。また、既設設備とのデータ送受信については既設設備の通信仕様に準拠するものとし、既設設備の仕様を十分理解した上で対象設備の設計・製作を行うものとする。なお、本工事内において既設設備との対向試験についても実施することとし、対向試験時は既設設備施工業者立会いのもと、対象設備を含むシステム全体の正常動作確認を行うものとし、万が一、これらに影響を与えた場合は、それらの解消にかかる費用は受注者側が負担するものとする。

3.設備仕様

小型無停電電源装置（ＵＰＳ）

1)	構造	屋内据置型
2)	冷却方式	強制空冷
3)	運転方式	常時インバータデュアルコンバージョン方式
4)	定格出力容量	南部排水機場　7.5kVA
		北部排水機場　10.0KVA
		北部増設バッテリー　10.0KVA
		浜口機場　3.0KVA
5)	交流入力	
	相数	単相２線
	電圧	AC100V±15%
	周波数	50Hz±5%
6)	交流出力	
	相数	単相２線
	電圧	AC100V
	電圧精度	定格電圧±2%
	周波数	50Hz
	周波数精度	定格周波数±0.1%（バックアップ時）
	波形	正弦波
	停電切替時間	無瞬断
	蓄電池規格	小型制御弁式鉛蓄電池
	停電保障時間	10分間（負荷6000W）
	動作環境	0～＋40℃

7) 異常信号

南部排水機場においては、無停電電源装置（UPS）からの異常信号を操作室に設置の入出力処理装置に取り込み、「UPS異常」として表示できる機能を有すること。

第７章　据付

1. 輸送

(1) 工場から現場までの輸送は安全な輸送方法、輸送ルートで行わなければならない。

(2) 据付を行う設備及び機器等を現場に一時仮置きする場合は、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

2. 電気設備

(1) 電線等は、負荷等に対して適性な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処置材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

第８章　試験及び検査

1. 検査（確認を含む）及び立会等

本工事の検査、段階確認は次のとおりする。ただし、方法、日程、実施の有無については発注者と協議するものとする。工場で段階確認を行う場合は、日本国内の工場で行うものとする。

(1) 外観構造確認

(2) 据付外観確認

(3) 動作確認試験

(4) 総合組合せ試験確認

(5) 総合運転調整確認

2. 上記の確認の時期は次のとおりとする。

(1) 外観構造確認	出荷前または機器搬入時
(2) 据付外観確認	機器設置後
(3) 動作確認試験	出荷前または機器設置後
(4) 総合組合せ試験確認	機器設置後
(5) 総合運転調整確認	機器設置後

第９章　調整

(1) 据付完了後、単体及び総合調整を行うものとする。

(2) 総合調整は、本設備のシステム動作確認を行うものであり、ハードウェア及びソフトウェアのシステム全体が円滑に動作するよう実施するものである。

別表

管　理　項　目　表

局名（施設名）	No	管理項目	設置			伝送			中央管理所																					防災中央データセンター	備考
							搬送		表示										制御			処理				記録						
									表示盤				操作卓													ﾛｷﾞﾝｸﾞ		ｱﾅｳﾝｽﾒﾝﾄ				
			台数	データ数	合計	直送	テレメータ	テレコントロール	デジタル	アナログ	ランプ	警報	デジタル	アナログ	ランプ	警報	CRT	手動	ON/OFF	自動	変換	演算	積算	予測	日報	月報	故障	警報	操作		
中央管理所	1	キースイッチ	1	1	1																								○		
	2	雨雪量	1	1	1																									○	
	3	時間雨量	1	1	1								○				○					○			○					○	
	4	累計雨量	1	1	1								○				○					○			○					○	
	5																														
	6	警報放送中	1	10	10										○		○												○		マイク放送、メッセージ放送1～8、再生中
	7																														
	8	累計雨量リセット方式設定	8	1	8																										各施設雨量(4)、各観測局(4)
	9	累計雨量リセット	8	1	8																										各施設雨量(4)、各観測局(4)
	10	警報停止、表示復帰	2	1	2													○											○		
	11																														
	12	月　日	1	1	1								○				○								○		○	○	○		
	13	時　分	1	1	1								○				○								○		○	○	○		
	14																														
	15	データ処理装置異常	1	1	1										○	○											○				
	16	ファイルサーバ異常	1	1	1										○	○											○				
	17	入出力処理装置異常	1	1	1										○	○											○				
	18																														
	19																														
	20																														
	21	表示記録端末装置異常	1	1	1										○	○											○				
	22	PDPディスプレイ異常	1	1	1										○	○											○				
	23		0	0	0																										
	24	ページプリンタ異常	1	1	1										○	○											○				
	25	ファイル装置異常	1	1	1										○	○											○				
	26		0	0	0																										
	27	親局センタスイッチ異常	1	1	1										○	○												○			
	28	子局ノード異常	1	1	1										○	○											○				
	29	センタスイッチ電源異常	1	1	1										○	○											○				
	30	ネットワーク管理装置異常	1	1	1										○	○											○				
	31	CCTV装置異常	1	1	1										○	○											○				
	32	警報用放送装置異常	1	1	1										○	○											○				
	33	無線TM親局装置異常	1	1	1										○	○											○				
	34	LANｼｽﾃﾑ異常	1	1	1										○	○												○			
	35	UPS異常	1	1	1										○	○											○				
	36																														
	37																														
	38																														
	39																														
	40																														